

日本共産党を代表されました、土屋議員のご質問にお答えします。

はじめに本市の随意契約のあり方についてです。

本市においては、地方自治法に基づき、随意契約の根拠・理由を明確にするなど、厳格な運用を行っているところです。

なお、いわゆる汚土問題が発生して以来、さまざまな角度から事務改善に取り組んできたところでもあります。

不法、不当な圧力に対しましては、これまでも福山市不当要求等対策協議会を設置し、あらゆる暴力的行為及び不当要求の追放に努めて参りました。

さらに、本年度、危機管理防災課を新設し、不当要求防止の強化に向けて、取り組んでいるところでもあります。

改めて厳正な事務執行に努めるとともに、行政の公開性、透明性をより高めてまいる考えであります。

今回の裁判所の決定については、内容入手後、適切に手続きを進めてまいる考えであります。

以上

次に、介護保険制度についてであります。
福祉用具の貸与につきましては、「要介護1」「要支援1，2」の方に対して、福祉用具の種別によって保険給付の対象にしないこととなりました。

しかし、要介護認定調査における基本調査の結果、一定の条件に該当する場合には、利用できることとなっております。

なお、国において運用の見直しが必要かどうかについて検討しているところであり、その動向を見守って参りたいと考えております。

福祉用具の貸与の利用料につきましては、現行でご理解願います。

次に介護予防事業についてであります。
特定高齢者の把握については、基本チェックリスト、医師の総合判定基準など条件が厳しく設定されており、全国的にも対象者が少なく、課題となっているところであります。

引き続き、医療機関と連携を図り、特定高齢者の適切な把握と介護予防事業の充実に努めてまいります。

以上

次に、障害者施策についてであります。
定率負担の撤回の要請、食費などの無料化、市独自の抜本的な負担軽減策については、本市としましては、負担が大きくなり過ぎない様に、独自の負担軽減策を講じるとともに、制度上の軽減措置が適切に運用されるよう、指導や相談支援に努めているところです。

利用者負担については、国も一定の見直しを検討しているところでありますので、国の動向を見極める中で、本市としても、新たな負担軽減策等について、検討してまいります。

以上

次に生活保護行政についてであります。

まず、老齢加算、母子加算につきましては、一般低所得の高齢者世帯および、一般勤労母子世帯の消費実態を検証した結果を踏まえ、国において決定されたものであり、その撤回を求めることは困難であると考えます。

次に、窓口に申請書を置くことについてありますが、申請書は、現在、本庁、支所の生活保護担当課に備えております。

保護申請の状況をよく聞き、制度を理解していただいた上で、申請書を交付しているところであります。

次に、保護決定までの期間であります、引き続き、迅速な対応に努めてまいります。

今後とも、本制度が、市民の理解と支持を得るよう、国の実施要領に基づき、適性かつ公正に実施してまいります。

以上

次に、商工労働行政についてであります。

青年の雇用対策について、まず、産業界等に対する要請であります。既に国において、「若者自立・挑戦プラン」を策定し、関係省庁が連携する中で、産業界へも要請し、官民一体となって、若者雇用に向けた総合的な取り組みをされているところでもあります。

次に、相談体制の拡充についてであります。若者の就労対策は、個別具体の取り組みが基本であると考えており、必要に応じ関係機関と連携し、対応しているところでもあります。

また、インターンシップなどにつきましても、関係機関と連携し、企業に対し受け入れ等を要請しているところでもあります。

以上

次に、保育行政についてであります。

保育所の再整備は、現在、保育所が抱えているさまざまな課題を解決し、保育内容の維持向上や子育て支援を中心とした新たなニーズに応えるために取り組むものであります。

保育所の民営化をめぐる判決につきましては、保護者との信頼関係が何よりも大切であることを示したものと受け止めており、こうした趣旨を踏まえ、今後とも取り組んでまいります。

次に、保育料については、入所児童の３人目以上の無料化など保護者負担の軽減に努めてきたところであります。

今後とも、国の徴収基準を基本に、適正な保育料の設定に努めてまいります。

次に入所定員の弾力的な運用についてありますが、職員配置や施設基準については、国の基準を遵守し、適切に対応しているところであります。

次に、認可外保育施設につきましては、児童処遇の向上に向け、指導監督基準に基づく指導、保健衛生面での情報提供及び事業従事者研修の実施などに取り組んでいるところであります。

次に、3歳児以上の完全給食については、国の
保育所運営費とのかかわりから困難であります。

スキムミルクについては、児童が必要とする栄
養素を合理的に含んだ良質で安価な食品であり、
継続して使用してまいります。

教育行政についてお答えします。

はじめに教職員の勤務についてであります。
勤務時間の始期・終期については、各学校において適切に定められておりますが、教職員の勤務の特殊性から、時間外にも教材研究等の自主的な教育活動が行われている実態はあります。

校長に対し、より効率的な学校運営と適正な勤務管理に努めるよう、さらに指導してまいります。

公開研究授業につきましては、年間授業計画に基づく日常実践を基本とし、研究紀要の作成などにも労力を費やさないよう指導しております。

また、教職員の自主的研修につきましては、各教科・領域の研究団体などにおいて、取り組まれているところです。

学校評価などにつきましては、今日、学校や教職員は、自らその目標を定めて努力し、市民から信頼される教育を実現していくことが求められており、その取り組みについて、外部から評価していただくことも大切です。

今後とも、この制度の適切な運用を図ってまいります。

「開かれた学校」につきましては、児童生徒が安心して生き生きと学習し、友達と共に活動できる教育を進め、子どもの状況や活動を保護者・地域などに積極的に発信してまいります。

以上

次に、放課後児童クラブについてであります。未開設の学区につきましては、今後とも利用児童数が少人数と見込まれるところであり、児童の受け入れができる方途について検討してまいります。

開設時間につきましては、現行で考えており、施設、設備の改善につきましては、緊急度、必要度の高いところから対応しており、引き続き計画的な維持・改修に努めてまいります。

また、トイレや手洗い場等につきましては、学校の既存施設を利用しているところです。

児童館につきましては、公民館等、市内の既存の社会教育施設等が有している教育機能の多面的な活用が図られるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上

次に、靱港埋め立て架橋計画についてであります。

靱地区道路港湾整備事業につきましては、2004年（平成16年）6月に事業推進の要望書が出されており、地元住民の大多数が本事業の実現を望まれているものと認識しております。

一方、「靱の浦の歴史的文化的価値を活かしたまちづくりの検討の場の設置に関する要望書」は、まちづくりの検討について要望されたものでありますが、本市としましては、当初計画どおり、学識経験者や地元住民も参加した委員会で策定された「靱地区まちづくりマスタープラン」に則り、今後とも住民の皆さんとともに、まちづくりを推進して参りたいと考えております。

次に、イコモスの勧告についてであります。

まちづくりは、まずそこに住んでいる人々が安全、安心して暮らせることを第一として、推進されるものであり、交通問題をはじめとする靱町が抱える様々な課題を抜本的に改善し、住民の生活環境の改善を確保する本事業の実施は不可欠であります。

整備に当たっては、景観に配慮すると共に、町並みや歴史的文化的遺産の保存に取り組みながら、まちの再生、活性化を図りたいと考えております。

これは、住民の意見を基に鞆町の現状を示すと共に、本事業による鞆港周辺の将来像をコンピューターグラフィックスにより分かりやすく示したものであります。

航空写真以外は、作成ポイントを住民や観光者の視点に配慮して選定したものであり、海上からの視点も、新たに整備する橋梁を通る歩行者から見たものであります。

また、コンピューターで立体的に再現したものを写真にしたものであり、正確な位置・大きさで描かれております。

次に、埋め立ての土砂については、埋め立てに適合する公共残土、及び購入土約 10 万立方メートルを使用することとしており、埋め立て面積が約 2 ヘクタールで、平均約 5 メートル埋め立てることとなります。

次に、台風や高潮被害についてであります。埋立地に接することとなる地区については、これまでの高潮や波浪災害は解消されますが、その他の地区については別途対策が必要であり、港湾管理者である広島県と対策を協議していくこととしております。次に、町並み保存のための基金については建物の状況を考え、3 月議会に基金条例を上程したいと考えており、現在、基金の管理・運用のあり方、積立額などについて、検討しているところであります。以上

次に、神辺のまちづくりについてであります。
生活バス交通につきましては、「福山市生活バス交通利用促進計画」を、本年３月に策定し、ゾーンバスシステムの導入などの利用促進策に取り組んでおり、現時点では、これらの利用促進策を一つ一つ実施していくことが、重要と考えております。

また、福山都市圏の交通渋滞の緩和や都市交通サービスの向上を図る目的で、「福山都市圏交通円滑化総合計画」をすでに策定し、この計画を推進しているところであります。

次に、大型店の出店についてであります。
本市は、出店に際して、大規模小売店舗立地法に基づき、交通、騒音、廃棄物等周辺地域の生活環境の保持の観点から、県に対し意見を述べるなど、適切に対応しているところであります。

次に、生産緑地地区の指定についてであります。
市街地区域におきましては、計画的な緑化推進に努め、良好な都市環境を形成することが必要ですが、神辺地区の自然や農地の状況を勘案する中で、同地区の市街化区域内農地に生産緑地地区の指定を行う予定はございません。

以上

次に、幹線道路網整備についてであります。
まず、瀬戸学区における事業説明会につきましては、事業者において、これまでの説明会の開催状況、事業の進捗状況などを総合的に勘案した結果、学区全体としては一定の理解を得たものとの判断から、事業説明会を終了し、現在は個別説明を実施されており、再開の考えはない旨を、事業者から伺っております。

次に、熊野学区の設計協議につきましては、鳴地区の意見集約が自治会では困難との意見があり、事業者において訪問説明を実施した結果、詳細設計に対して9割以上の了解が得られております。

このため、学区全体としては一定の合意に達したものと判断から設計協議を終了し、自治会町会議で承認を得て、地元の協議窓口である、自治会連合会と確認書を締結したものであります。

こうしたことから、現在、地権者の了解を得た範囲で実施している幅杭設置などについては、中止する考えはない旨を、事業者から伺っております。

次に、大気質の予測手法につきましては、福山道路等では、全国的に確立された技術手法に則り、道路構造、計画交通量などの事業特性や、風向・風速などの気象、大気質の現況などの地域特性を、現地調査等によって把握し、予測の前提条件を設定しております。

また、予測式についても標準手法に規定された式を採用していることから、適切な環境影響評価である旨を、事業者から伺っております。

次に、瀬戸学区山北地区の地形については、福山道路等で採用している標準手法の適用範囲と判断している旨を、事業者から伺っております。

次に、予測手法の変更につきましては、標準手法に規定されているプルーム・パフ式は、各種の実測値や実験値から、適切な拡散幅等が設定されており、検証も十分なされ、適用範囲では予測の不確実性が小さいと考えております。

また、福山道路等においては、事後調査も実施することから、現段階において、他の予測手法を採用する考えはなく、その必要経費についても積算していない旨を、事業者から伺っております。

以上

次に、青少年が集える居場所づくりについてであります。

スケートボードなどが楽しめる公園の設置についてはマナーやルールを守るなど、利用する側のモラルの問題とともに、施設周辺の地域住民の方々の理解と協力が必要であり、引き続き、研究してまいります。

次に、現在、策定中の青少年育成プランに基づく、青少年の健全育成のための諸施策につきましては、プラン策定後、関係機関・団体等と連携を図りながら、具体について、検討してまいります。

以上

次に、電算業務の契約のあり方についてであります。

福山テレコム解散後の随意契約につきましては、法令等に基づいて適正に処理しております。

次に、権利義務の譲渡についてありますが、継続的な処理を行う必要があるため、福山市契約規則第8条の規定に基づいて処理したものであり、規則に違反するとの指摘は、当たらないものであります。

次に、「給水メーター管理システム改修業務委託」につきましては、システムの改修業務であり、システムが関連しているため、契約を一本化し、支出については、それぞれの該当費目で執行しており、何ら問題はありません。

なお、株式会社ビーシーシー、株式会社アクトシステムズとの契約につきましては、所定の事務手続きにより、適切に契約をしているものであります。

以上

次に、人権・同和行政についてであります。

まず、部落解放同盟福山市協議会への補助金につきましては、同和問題をはじめとした、さまざまな人権課題解決に有効であり、公益に資すると判断するなかで、福山市補助金交付規則に基づき交付しているものであります。

また、福山市人権交流センターにおける部落解放同盟福山市協議会及び部落解放同盟広島県連合会東部地区協議会への事務所の使用許可につきましては、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障がないことがないことなどから、使用許可しているものであります。

以上